省　令

○総務省令第四十四号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）の施行に伴い、介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣が定めるものを定める省令を廃止する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日

総務大臣　高市　早苗

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣が定めるものを定める省令を廃止する省令

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣が定めるものを定める省令（平成十二年自治省令第二十七号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第三十五号
○経済産業省令第三号
○国土交通省令第三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）の施行に伴い、介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものを定める省令を廃止する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日

総務大臣　高市　早苗
経済産業大臣　菅原　一秀
国土交通大臣　赤羽　一嘉

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものを定める省令を廃止する省令

介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として総務大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものを定める省令（平成十二年建設省、通商産業省、運輸省、自治省令第一号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十五号

商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日

法務大臣　河井　克行

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（帳簿等） **第三十四条**　［1～3　略］ 4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。 ［一・二　略］ 三　受付帳　当該年度の翌年から十年間 四　申請書その他の附属書類（次号及び第十号の書類を除く。）　受付の日から十年間 ［五～二十八　略］ 5　［略］	（帳簿等） **第三十四条**　［1～3　同上］ 4　次の各号に掲げる帳簿等の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。 ［一・二　同上］ 三　受付帳　当該年度の翌年から五年間 四　申請書その他の附属書類（次号及び第十号の書類を除く。）　受付の日から五年間 ［五～二十八　同上］ 5　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に商業登記規則第十七条の規定に基づき法務局又は地方法務局の長の廃棄の認可を受けている帳簿等の保存期間については、なお従前の例による。

○法務省令第三十六号

供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条の規定に基づき、供託規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十七日

法務大臣　河井　克行

供託規則の一部を改正する省令

供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（供託金利息） **第三十三条**　供託金利息は、一年について〇・〇〇一二パーセントとする。 2　［略］	（供託金利息） **第三十三条**　供託金利息は、一年について〇・〇二四パーセントとする。 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和元年十月一日から施行する。